

基発第0331034号

平成20年3月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労災保険における看護料算定基準の一部改正について

労災保険における看護料算定基準については、昭和62年3月12日付け基発第132号「労災保険における看護料算定基準について」(最終改正平成18年12月21日付け基発第1221006号。以下「看護料算定基準」という。)により取り扱ってきたところであるが、上記通達の一部を下記のとおり改め、本年4月1日以降に実施した特別労災付添看護に対し、改正後の看護料を適用することとしたので、その運用に遺漏なきを期するとともに、併せて労災指定医療機関及び関係看護団体等に周知されたい。

なお、現在特別労災付添看護に係る看護料を支給している傷病労働者に対しても、今回の改正内容について周知されたい。

記

1 改正の趣旨

診療報酬の算定方法(平成20年3月5日厚生労働省告示第59号)の別表第一医科診療報酬点数表及び第二歯科診療報酬点数表の地域加算の対象地域に一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3に基づく人事院規則9-49(地域手当)で定める支給地域に準じる地域(平成20年3月5日付け保医発第0305002号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添3第8の別紙の人事院規則で定める地域に準じる地域)が追加されたことから、当該準じる地域の4級地から6級地について、それぞれの地域区分に応じた特別労災付添看護に係る看護料を算定することとしたものである。

2 改正内容

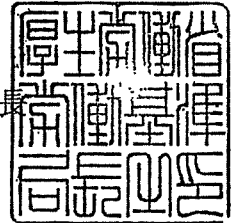
看護料算定基準の記の1(2)中「支給地域」を「支給地域及び当該地域に準じる地域(平成20年3月5日付け保医発第0305002号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添3第8の別紙の人事院規則で定める地域に準じる地域)」に改める。

70
基発第0331035号

平成20年3月31日

社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労災保険における看護料算定基準の一部改正について

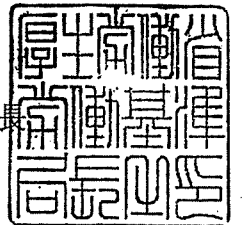
標記について、別添により都道府県労働局長あて通達いたしましたので、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知方、特段の御配意をお願いいたします。

10

基発第0331036号
平成20年3月31日

財団法人 労災保険情報センター理事長 殿

厚生労働省労働基準局長



労災保険における看護料算定基準の一部改正について

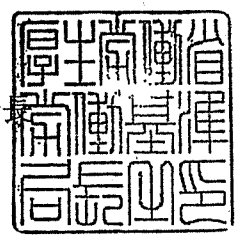
標記について、別添により都道府県労働局長あて通達いたしましたので、貴
地方事務所に対する周知徹底及び点検等に遺漏のないようお願いします。

70

基発第0331037号
平成20年3月31

社団法人 全国民営職業紹介事業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労災保険における看護料算定基準の一部改正について

労災保険における看護料算定基準につきましては、昭和62年3月12日付け基発第132号「労災保険における看護料算定基準について」(最終改正平成18年12月21日付け基発第1221006号)により取り扱ってきたところでありますが、上記通達の一部を別添のとおり改め、本年4月1日以降に実施した特別労災付添看護に対し、改正後の看護料を適用することとし、各都道府県労働局長あて通達しましたので、貴会におかれましても関係看護団体に周知方よろしくお願いいたします。